

責任ある素材生産事業体認証制度審査細則

(趣旨)

第1条 本細則は、責任ある素材生産事業体認証制度規程（以下、規則という）第15条第4項の規定に基づき、認証評価の審査に関し、必要な事項を定める。

(審査員)

第2条 審査員は、通常1件の審査につき2名とし、受審事業体の規模、施業技術に応じて、委員会の判断で増員することができる。

第3条 委員会は、審査員のうちから主査、副査を指名する。

主査は責任を持って現地審査を実施する。副査は主査を補佐する。

(審査方法)

第4条 規定第15条第2項の規定による審査では、受審事業体が申請時に提出した書類と受審事業体へのヒアリングに基づく審査及び受審事業体の素材生産現場で行う現地審査を行う。

(ヒアリング)

第5条 受審事業体へのヒアリングは、はヒアリングシート（別紙様式1）を用いて行う。

(現地審査)

第6条 審査員は、現地審査予定日を3週間前までに受審事業体へ通知する。これを受けて、受審事業体は、現地審査予定日に素材生産事業を実施中の現場について申請細則第2条の過去1年間の素材生産事業概要及び過去1年間の素材生産事業全てについて提出すべき書類に準じた報告をすみやかに行う。

第7条 審査員は、受審事業体から申請時に提出された書類及び前条の報告をもとに、現地審査を行う現場を選び、現地審査当日の1週間前までに受審事業体に通知する。

2 現地審査の対象となる現場は、審査時点で素材生産事業を実施中の現場及び申請時に報告のあった過去1年間の素材生産事業現場とする。

3 現地審査を行う現場の数は、次表のとおりとする。ただし、現地審査の対象となる現場の数が表の現地審査箇所数に満たない場合は、対象となる現場の数を現地審査箇所数とする。

事業体の過去1年間の直営素材生産量	現地審査箇所数
10,000 m ³ 以下	2箇所
10,000 m ³ ～15,000 m ³	3箇所
15,000 m ³ 超	上記箇所数に15千m ³ を超える分10千m ³ 毎に1箇所を加算した数

4 現地審査を行う現場には、原則として、審査時点で素材生産事業を実施中の現場を1箇所含めることとする。

5 現地審査は、現地審査評価シート（別紙様式2）を用いて行う。

6 受審事業体は、現地審査の対象現場について、現地審査当日までに現地評価シートを用いて自己評価結果を提出する。

7 評価の方法は次表に示す評価を行い、総合得点を算出し、100点換算に直して75点未満を二つ星、以上を三つ星とする。ただし、各項目中にC評価が一つもないことを認証の目安とする。

基準	評価	得点
S	特別に良い	3点
A	良い	2点
B	十分	1点
C	不十分	

(審査結果報告)

第8条 規定第15条第3項の規定による審査結果報告書には別紙様式3を用い、次に掲げる項目を盛り込む。

- (1) 事業体の概要
- (2) 審査経過
- (3) 審査結果
- (4) 総評

第9条 主査は、審査結果報告書の作成に責任を負うとともに、当該受審事業体の認証評価を行う委員会に陪席して報告を行う。

(改正)

第10条 本細則の改正は委員会が行う。

附則

1 本細則は、平成30年6月20日から施行する。

本細則は、令和3年4月22日から施行する。

2 認証制度発足初年度の現地審査の対象は、第6条第2項の規定にかかわらず、審査時点で素材生産事業を実施中の現場及び審査開始日の半年前以降に素材生産事業を実施した現場から選ぶものとする。

様式1 ヒアリングシート

様式2 現地評価シート

様式3 審査結果報告書